

消火器具 設置義務化



小規模飲食店
にも適用

～消防法施行令の改正～



★消防法施行令の改正に伴い、火を使用する設備又は器具が設けられている飲食店等に消火器具の設置が義務付けられます。

※ただし、設備又は器具に**安全装置***などが付いているものは、設置義務化の対象外となります。

消火器具の設置基準

- 「**業務用消火器**」を設置してください。
- 「**住宅用消火器**」やエアゾール式のものでは対応できません。
- 消火器の設置場所に「消火器」の標識を見やすい位置に設置してください。
- 容易に使用できる位置に設置してください。
- 本体に損傷、腐食等がないかを確認してください。
- **消火器は定期的に点検し、1年毎に消防署への報告が必要です。**



※消火器の点検報告には、スマートホンのアプリが大変便利です!
「App Store」や「Google Play」で『消火器点検アプリ』と検索してください。

設置義務の対象外となるための安全装置

以下の安全装置があれば、対象外となります!

- ① **調理油加熱防止装置「Siセンサー」**
…鍋などの温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置
- ② **自動消火装置**
「いわゆるフード等用簡易自動消火装置」
…火を使用する設備・器具の火災を感知し、消火薬剤を放出して消火する装置
- ③ **その他危険な状態の発生を防止する装置**
(発生時に被害を軽減する装置)
…カセット式ガスボンベ内の圧力上昇を感知し、ガス供給停止と消火する圧力感知安全装置等

消火器の設置や消防設備等に関して、不明な点がありましたら、所轄の消防署までお気軽にご相談ください。

予防課	04-7158-0270
中央消防署	04-7158-0266
東消防署	04-7146-0119
南消防署	04-7159-0119
北消防署	04-7152-0119

